

掲示期間 4.14 -4.23

新潟市告示第294号

新潟市岩室民俗史料館の徴収事務委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、新潟市岩室民俗史料館観覧料等の徴収事務を委託したので、下記のとおり告示する。

令和7年4月14日

新潟市長 中原 八一

記

1 委託先の名称及び代表者

名称 新潟市岩室民俗史料館運営協力友の会

代表者 新潟市岩室民俗史料館運営協力友の会 会長 山崎 行夫

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

新潟市岩室民俗史料館 新潟市西蒲区和納2丁目9番35号

3 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日